

旧弘前藩医和田家文書について

―一粒金丹伝授報告と調査記録を中心に―(一)

福井 敏隆・上條 信彦

はじめに

本稿は上條が昨年購入、藩政史に詳しい福井に史料目録を依頼、今年二月に作成した、旧弘前藩医和田家文書について、その内容を一部紹介するものである。目録作成の結果、文書類は六一件(七六点)であった。表一として目録を後掲したので、それを参照されたい。以降、紹介文を福井が中心に執筆、「あとがき」を上條が担当した。

本稿の目的は、目録に掲載されている藩医和田玄良が池田丹波守の藩医木村道石から伝授を受けた弘前藩の秘薬「一粒金丹」関係史料の紹介と、一粒金丹の調査記録の紹介にある。一粒金丹の伝授については、これまで弘前大学名誉教授の松木明知氏が医師としての立場から精力的に紹介されてきた¹⁾。一方、『新編弘前市史』や『青森県史』では、まったく触れられておらず、史料紹介として、福井が弘前市立弘前図書館・八木橋文庫蔵の史料二点(No.二六八「一粒金丹治症」、No.二六九「一粒金丹試功」)を紹介するにとどまっていた(『青森県史資料編近世3』「第七章 諸産業の発達 第五節 畑作園芸 2 阿芙蓉」二〇〇六年)。史料の

内容を検討した結果、紹介する史料は元々和田家にあったもので、存在と内容はほとんど知られていなかった。よって、紹介をする事は意義のある事だと思う。

特に本稿では元禄二年(一六八九)五月四・五・一三日に和田玄良が、三万五千石・岡山藩の支藩で、本藩と同じく備前国(岡山県 岡山に藩庁を置いた池田藩²⁾(藩主池田丹波守輝録・一万五千石)の藩医木村道石から伝授を受けた際の報告記録類と、享保一五年(一七三〇)から元文四年(一七三九)迄の一粒金丹の調査記録一点を一部翻刻して紹介する。調査数等については表二(二)に掲載)としてまとめた。また、藩医としての和田家歴代当主の経歴等についても紹介するが、紙幅の都合もあるので、紹介史料に関わる初代道伯・二代玄良・三代玄春のみについて記述した。これら史料の正確性の裏付けを得るため弘前藩庁日記の「国日記」(国元の記録)と「江戸日記」(江戸藩邸での記録)も参照した。表記に際しては「国」と「江戸」と略記した事をあらかじめお断りしておく。

なお、松木氏は花田要一氏との共編著で『津軽医事文化史料集成 御

「国日記上」(岩波ブックサービスセンター・一九九三年一月三日発行)を刊行されているので、「国」の和田家関係記事の検索には大いに参考にさせて頂いた。記して謝意を表したい。

一 一粒金丹伝授報告 (No. 1 ～ 5)

先ず、No. 1 の和田玄良が用人大湯五左衛門に提出した一粒金丹の伝授報告を紹介する。この史料は横帳で三点谷綴となっていた。年紀はないがNo. 5 から元禄二年と推定した。翻刻文を左記するが、紙幅の都合もあり、原文記載通りとはせず、文を繋げた事をお断りしておく。

No. 1 の① 元禄二年五月四日付の覚(以下、句読点等は福井による)

覚

- 一 池田丹波守様御医者木村道石方へ今日致参上被仰付候御薬方委細得伝授申候、則右之御薬方道石方ニ御座候、本書取出し私見申候、前二而少も無相違書写之仕相渡之申候、一通差上申候事、
- 一 被仰付候神文大湯五左衛門宛所之儀、御意之旨道石迄申達候処、少も不苦御事に御座候、其候昨日丹波守様へ之御書ニ被仰上候ニ付而不苦儀ニ御座候段、今朝從丹波守様御返答に被仰上候由、
- 一 右之神文道石へ相渡差置申候、今日丹波守様御他出被成候間、御帰之亭入御披見、追而御左右被成候様に可致候由、道石被申候事、
- 一 右御薬方功能之儀、丹波守様御留守故早速不被申上候間、御帰之砌申達候而委細書付置可申候間、明日道石方へ私方より取二遣候可申候由、

- 一 右御薬方無相違御伝授之儀ニ御座候得共、重而御調合被仰付候時分、御薬種玄良致持参候て道石調合仕見せ可被申候間、其通申上候様ニと道石被申候、口伝斗二而ハ相違之儀も有之候、道石も初而調合之^(節九)亭ハ先へ参候而、調合ノ仕様見候様ニ丹波守様被仰付候由、

一 右之御薬方ハ元来ハ南部玄好ト申候外科より沢敬閑と申候医者以神文得伝授、其後丹波守様へ敬閑より御誓紙ニ而御相伝之由、從丹波守様道石へ誓紙被仰付御伝授被遊候由、

- 一 右御薬方之儀、書付之外道石より口伝御座候事、
五月四日 和田玄良

No. 1 の② 元禄二年五月五日付の覚

覚

- 一 今日木村道石方へ参候而御薬方功能書一通并薬味製法書付一通請取之、則一封ニ仕指上申候、
- 一 昨日入御覽ニ申候一通も只今指上申候、
- 一 昨日之一通私方にも写置可申之旨就被仰付候、写留申候、
- 一 兼而被仰付候誓紙之義、丹波守様被成御覽被仰候ハ兼而被入御念儀凡御満悦ニ被思召候、此上相改誓紙仕直候ニハ被不及儀ニ候、尤丹波守様御手前ニ御留直々成候ニも不及義ニ候間、内々之旨御返還可被成と被思召候処ニ私致参上候間、右之趣私方より申上候様ニと丹波守様被思召候由ニ而道石相渡請取罷帰候ニ付、則指上申候、
- 一 丹波守様御求被成度々思召候御薬種之儀、御役人中迄申入置達御耳ニ、重而御余計も被遊御求候之節、少々御所望被成度之思召候由、今日も道石申候ニ付、私挨拶仕候ハ殊之外払底成物ニ御座候、参早速難

及才覚可有御座候、然者其段役人共へ可申聞と挨拶仕候、此段被仰上可被下候、

一 御薬方之儀、道石より口伝之通覚書に仕一通指上申候、以上、

五月五日 和田玄良

大湯五左衛門様

No.1の③ 元禄二年五月十三日付の覚

覚

一 木村道石方へ致参上御意之旨申達候処ニ難有奉存之段相心得御用人衆迄申上候様ニと被申候、

一 御薬方三通之内二通も私方にも写置可申由被仰付難有奉存、則写留申候、都合三通指上申候、外二道石より之口伝ノ覚書ノ一通も指上申候、

一 於御国元ニ被遊御取せ候而能御座候御薬種之分、別紙ニ書付指上申候、

一 射干草ノ義、頃日花屋ヲ相尋申候処ニ神田ノ台ニ御座候、只今花は無御座候、持主ニ承候ハ、秋ならてハ花開不申候、紫花にてハ無御座由申候、直段式本にて代五分ト申候、長式尺三四寸程御座候、頃日道石へ参候節丹波守様御屋敷に御座候射干ヲ道石見セ被申候、是も只今花ハ無御座候、

一 阿芙蓉ハ只今御当地ニ而取申候儀時分遅成申候由、乍然花有候へハ当月末二而も来月二而も不苦候由、御当地ニハ最早花見へ不申候、射干ハ只今取申候而能御座候由、御国元へ被仰遣御取せ被遊候ても能御座候之由、道石被申候、右之通以御序被仰上可被下候、已上、

五月十三日

和田玄良

大湯五左衛門様

これら三点の史料からわかる事は、以下のようにまとめられる。

No.1の①

1 和田玄良は五月四日に池田丹波守輝録の江戸藩邸^③で木村道石から「一粒金丹」調合について伝授を受けた。なお、以下「一粒金丹」の表記は「金丹」と略記する。

2 伝授を受けるに際して、事前に誓約書である神文を差し出している。ただ、この宛所が用人の大湯五左衛門宛となっていると書かれている理由は不明である。後述の「5」から類推すると、池田丹波守自身も「金丹」の調合を出来る人物であったので、丹波守へ弘前藩を表して大湯が先ず伝授許可願いを出した所、これに対して丹波守が許可を大湯宛に出したので、玄良が大湯宛に神文を書いたように思えるが、どうしてこうなったのかは謎である。こういう伝授の場合、神文は玄良から道石に出されるが普通だと思われた。

3 この日は丹波守が他出したため、伝授の許可書(御薬方功能)は追って出されることになっている。

4 伝授の許可は出ているが、「金丹」の調合については薬種を玄良が持参し、道石が調合をして見せる段取りになっていた。

5 「金丹」の薬方は南部玄好^④という外科医から沢敬閑^⑤という医者がまず伝授を受け、敬閑から池田丹波守に相伝され、丹波守から道石に伝授されたものであることが解る。玄好と敬閑についての経歴は今のと

ころ不明である。大名である丹波守自身が伝授を受けていた事が分かったのは興味深い。

No.1の②

6 五月五日に玄良は道石から薬方功能書一通と薬味製法書付一通を受け取った。これがいわゆる伝授書であるので、五月五日に伝授された事になったのである。

7 玄良から伝授を受けるに際して差し出した誓紙は、丹波守は見ただが、結局道石を通して返還されたようである。よって玄良から用人の大湯に差し上げたとある。

8 丹波守から玄良を通して、弘前藩に対して薬種の所望があったことが分かる。ただ希望の薬種が払底しており、手に入らない旨を答えている。この薬種の内容は不明である。

9 道石から口伝を受けたことも玄良は覚書にして大湯に提出した。

No.1の③

10 結局、「金丹」の伝授報告は三通にまとめられ大湯に提出した。

この他に口伝の覚書（南部玄好の口伝書の事か）もあった。

11 丹波守から所望された薬種のうち、国元で採らせる事の出来るものについては書付を作成して道石に届けたようである。

12 射干草については、時期がずれていたもので、現物を入手は出来なかったようである。秋に咲く紫花とある。花の時期であれば値段は二本で銀五分、長さは二尺三寸四寸程になるとの事。丹波守の屋敷には植えられていたようで、玄良は道石から射干草を教えて貰っている。

13 阿芙蓉については、江戸では時分が遅いので無理だが、当月末で

も来月でも国元で採取出来れば送って欲しい旨、玄良は大湯に依頼をしている。これら国元での薬種調達については、「国」元禄二年五月二五日条に、阿阿芙蓉遍阿芙蓉の事・からす扇の事（射干草を指すと思われる）・夏蠶蛾の調達依頼が江戸から来たという記事があり、大湯は早速国元に連絡した事が判明する。なお、「国」同年六月一七日条によれば、阿芙蓉は弘前寺社方から正味二匁九分・在々から正味三八匁九分を、藩士の和嶋安左衛門・相坂善助が立合って取らせたとあり、これも大湯からの指示を受けたものと推定される。この時点では薬園では芥子は栽培されていなかったようである。

なお、「金丹」の伝授が行われた元禄二年であるが、政治的背景を説明しておく。四代藩主津軽信政は、三男主殿政直（のち与一資徳と改名）が養子に入った二万石の大名那須家（下野国（栃木県）那須郡が領知・城下は烏山）の相続問題に関わる御家騒動に巻き込まれ、貞享四年（一六八七）一〇月一四日に幕府から閉門処分をうけた。翌年四月一七日に閉門は解かれたものの、江戸城に登城出来たのは七月二八日の事であった。八月には追加処分として神田にあった上屋敷を幕府に召し上げられ、本所に屋敷替えを命じられた。かくて新上屋敷の造営を行うための出費もかさんだ上、造営の指示もしなくてはならず、信政は多忙であった。こういう経緯もあり国元には帰れず、元禄二年も在府中であった。「金丹」の持つ機能を最も必要としていたのは、四代將軍家綱時代とは違って変わって、五代將軍綱吉との政治的緊張状態が続いて、精神的にも肉体的にも厳しい状況に置かれていた信政自身であったのではないかと思われる。しかし「江戸」には「金丹」伝授に関わる記事は全く見当

たらず、池田丹波守家との交渉記事も見えない。「江戸」に丹波守家の事が出て来るのは元禄四年（一六九一）一月二一日条で、弘前藩が臘朧臍の肉を献上した記事が最初である。二月一五日条には、池田家から在所（国元の岡山）の海月（食用クラゲ）一桶が、歳暮の意味合いを持たせたような返礼として贈られてきている記事が見える。

No 2 は一枚物の史料で、No 5 の①と②と同じ内容なので、紙幅の都合から省略する。次の史料 No 3 は No 1 と同じく横帳の二点合綴のもので、玄良が道石から伝授された「口伝之覚」である。翻刻文を左記するが、紙幅の都合もあり、原文の記載通りとはせず文を繋げた。二点の内 No 3 の②は①と若干語句に違いはあるが、内容は同じなので翻刻を省略した。

No 3 の①

一粒金丹調合仕様木村道石方より口伝之覚

- 一 臘朧臍 製法 火ニテ焼去レ毛ヲト御座候ハ紙燭ニテ毛ヲヤキ其跡ヲ水ニテ洗いテ能御座候、洗過候へハ薬性ウスクナリテ益ナキ由申候、又灸令レ香ナラト御座候得共、色付申候ホト灸テハ是モ性ヨワクナリ悪敷候之間、コケヌ様ニ灸申儀能御座候、扱ヤケンニテヲシ申時シメリ申候て平メニナリ細ニ難成候間、其度々ニ刻ミ候て後、火ニテ灸カワカシ候て能御座候、又常ノ銅・鉄ノヤゲンニテハヌメリ候て、ヲロシカタク御座候故、唐津焼ノ薬研能御座候由申候、
- 一 阿芙蓉ノ取様、定リ之通用竹針ヲ刺、十数孔其津自出ヲ取申儀モ能御座候得共、直ニ竹刀ニテ其外面青皮ヲ竹刀ニテ四筋ヒキ目ヲ付置候へハ津自出ル、ソレヲ竹へラニテ取、チヨクナトヘウケ、其後砂鉢へ

入置、法ノコトク干申候而能御座候、右竹刀ニテキリ目ヲ付置候時、ツヨクキリサキテハ重而用ニ立不申候間、アサクキリ目ヲ付、罌粟殻ノイタミ不申候様ニ少キリ目ヲツケテ能御座候、右之通ニイタミ不申候、

又四筋ノキリ目ノ間ヲ○竹刀ニテキリ目付置候へハ津出ルヲ取候て能御座候、

又重而

雌雄ヲ

- 一 原蠶蛾 ○分テ用申候、両目三分ノ内、雄ヲ壹分五厘、雌ヲ一分五厘入申候、雌雄ノワケ知兼候ハ、分ケ不申候而も不苦候、
- 一 龍腦 一厘ト御座候ハツモリニクキユへ、壹分カケ置候て、十二ワリ、其一ツヲ用申候、

一 金丹 金箔衣ニスルハ生箔ニメ能御座候、丸薬ノ練リ立タルヲ十二ワリ金箔拾枚ヲ又十二メ右ノ丸薬ノ一ワ分ト、金箔一枚ト二見合テ衣ニスル也、角ノハコノ角ニ金箔ヲカタヨセテ、ソロ／＼トマワス也、

金箔ヲ細ニメハ丸薬ノ色モアシク薬性モ勝不申候由申候、

- 一 阿芙蓉（蓉）ハ酒ニ入ユへ、少アラクト粉ニメ入候て能御座候、
- 一 金丹ハ入門ニ出ル方ニテ御座候へトも、入門トハ少相違候儀御座候、
- 一 金丹 用申候日ハ釀ヲ禁申候、他家ニ入門ノ方ヲ用申候ニハ薬酒ヲモ忌申候由ニ御座候ても、此方ノ伝ニハ忌申すとハ無御座候由申候、
- 已上、

巳

五月六日

この史料は木村道石から玄良に伝えられた「金丹」調合に際して注意

すべき口伝を書き留めたものである。①が下書き、②が清書の控であると思われた。①に「巳五月六日」とあるので元禄二年であることが分かり、No.1の②と③の間に書かれたものと推定される。内容は「金丹」を調合する際に用いる薬種について、具体的調合法や量についての口伝が書かれており、まとめると以下になる。

1 臘脳臍(たけり)の調合については、毛を取るための炙り方や薬研での挽き方の指示が細かく書かれている。薬研は銅や鉄ではなく唐津焼を使用するようにと言う指示は注目に値する。「たけり」は臘脳臍の陰茎の事で、精力強壯剤として広く知られていた。弘前藩では松前藩から調達していたようで、「国」元禄五年(一六九二)一〇月一日条に、臘脳臍六が松前から来たので、当年の入用分二〇が残らず到来した旨、藩主信政に知らせた記事が出ている。

2 阿芙蓉つまりアヘンである罌粟の津(汁)の取り方については「竹刀」(竹製の小刀と思われる)を用いて四筋の傷を付けて採れとある。

一度切りではなく数度に渡ってアヘンを取る方法であり、一度に沢山は採れない麻薬であるため細心の注意を払う必要があったためであろうか。また、阿芙蓉は調合に際して酒に粗い粉にしていれよとあり、この酒は後掲の史料から考えると焼酒(焼酎)のようである。

3 原蠶蛾については雌雄を分けて用いよとあるが、実際には分けなくても苦しからずとあり、厳密ではなかった事が判明する。原蠶蛾は「カイコガ」を指し、調合では、本来は雄と雌を分ける必要があった。

4 龍脳については、一厘(〇、〇三七五グラム)という微量を使用するため、目形の測り方が難しかったためか、一分(〇、三七五グラム)迄

を計れば良いとし、その一〇分の一を用いる事になっているので、こそ微妙な匙加減が必要であったものと思われる。龍脳は化学では「ボルネオール」を指し「ボルネオシヨウノウ」とも呼ばれる二環式モノテルペンで、樟脳を還元する事で得ることが出来るという。スマトラ島北西部のバルス(フランスル)やマレー半島南東のチューマ島に産したようだ。江戸時代は輸入品であった。

5 金丹の項目では、「金丹」という名称は丸薬として調合した後、金箔で覆ったためにこの名称になった事が類推され、金色の丸薬で貴重さや高価さが一目で分かるように仕上げた事が分かる。また、最後の二項目では、最初の項にある「入門二出ル方」の意味内容が良く分からない。玄良はこの時、幕府の典薬頭今大路家で修行をしていたので、その関連でこのような文言が入ったのではないかと推定された。次項でも「他家二入門ノ方」と見えるが同様の記載ではないかと思われる。

6 また「金丹」の使用日に際しては「醋ヲ禁じ申し候」とあるので、醋⇨酢と一緒の服用は禁止であると思われるが、食事においても酢の物などを食べた日には服用を禁止した方が良いという事なのであるか?その一方で薬酒とは一緒に用いても良いと口伝されている。ただ薬種のうち、麝香・辰砂(朱砂)・射干草についての口伝は書かれていない。麝香は雄のジャコウジカの腹部にある香囊(ジャコウ腺)から得られる分泌物を乾燥した香料・生薬である。日本では産しないので輸入品であろう。辰砂(朱砂)は硫化水銀からなる鉱物で、別名「賢者の石」ともいう。日本では古来「丹(に)」と呼ばれたもので、国

内でも産したようだが、中国から輸入されている。

次にNo.4について翻刻文を左記する。これが「金丹」調査の原点(原典)となる史料である。これも、説明の部分は文を続けた。

No.4

一粒金丹 南部玄交修合口伝

本書薬方

臘腦臍 阿芙蓉各二錢 龍腦

麝香各一厘 朱砂 原蚕蛾各三分

右為中入磁器内別用焼酒二鍾煮射干草熬至八分頃於前碗内放水面上炭火灑而五次取出丸梧子大金箔為衣每半月十日方可服一丸體稍盛者四季各服一丸沙糖或梨瞬爛送下、

修合伝 并両目

一 本書ニ麝香一釐トアルハ異朝ニテハ當門麝香トテ正眞ナルユエ一釐ニテ能シ、和國ニ来ルモノハ甚タ悪ク不正眞ユヘ一釐ニテハ薬力ウスキヨリ一分可入ト玄交伝也、但龍腦ハ一釐入ル也、

一 射干草 本書二分兩ナシ、本文ニテハ根ヲ用ルヤウニ見エタリ、玄交伝ニ紫花ノヒアフギ也、其ノ生薬ヲ取り、アラ／＼ト刻ミ、カゲ干にメ一剂二三錢五分入テ能ト也、

一 本書焼酒二鍾トアリ、玄交カ曰鍾ハ酒器トテ蓋也、和國之蓋五盃入テヨキ也、本文ヲ見ニ射干ヲ煮タル其汁皆入ル様ニ見エタリ、其意ニアラズ、此五盃之煎シ汁ヨケイニ用意シ阿芙蓉ヲ煉ル時、汁ツムレバ少ツ、能加減ニ加エ入ル也、

一 同所(同書) 二熬ト云ハ右之射干草也、焼酒ヲ絹ヲ以テコシ去リ湯煎ニ少シ煎シツムル也、熬ハ字書ニ煎物ト出、コク煎シツムル心也、愚見ニ二鍾ノ焼酒ヲ十分ト見テ其十分ヲ煎スルコト至八分トミテヨキカ、

一 同所(同書) 二浚ト云ハ射干シ煮タル焼酒ニテ阿片ヲ能コロニ湯煎ニスル時、四五篇棍ニテカキマハス也、字書ニ浚ハ灑也、水ノユル／＼ト流ル、曰也トアリ、

一 同所(同書) 二水面上ト云ハ湯煎ノ事也、

一 煉様伝 煉様射干草ヲ煮タル汁ヲ能クコシ清メ、阿芙蓉ヲアラ／＼トクタクシ 但シヒヘノ大キサ程ニクタクシテ可也、右ノ射干ノ汁ヲ少ツ、入テ湯煎ニスルトキ、カタムケテ見ルニトロ／＼トナルホドニメ取上ケテ一冷シ、サマシ大形冷タル時、前之六味之粉ヲ入九シゴロニ煉リ立ル、冷サルウチニ入シハ麝香・龍腦之氣ウスト也、サテ○此大キサニ丸ス、但大小ヲシテヨシ、半分用度時小粒ヲ用也、

一 金箔ヲ衣ニスルコト生箔ニスル也、先一剂之用也、薬目ナニホドニテモ手ニテノベテ十二チキリテ其一ツ分ニ金箔ヲ二枚ト定テ一ツ丸シ立、右之二枚ニテ衣ニカクル也、此ツモリニテ一剂ニ金箔二十枚入也、但シ四寸箔ナレ八十枚一ツ分ニ一枚アテ也、衣ニカクル時、角ノアル箱ノカタスミニ箱(カド)ヲ一枚スヘ、丸ヲ一枚ノ分兩能了簡メ、一粒ツ、ヲキテ成程ソロ／＼トユスル也、能マシニヘシニ付タルトキ、外ニ器ヲ存ヘ紙ヲシキソロリトラク也、如此ノ一剂ヲ念入テスル也、サテ上ニ紙ヲハリ紙ニ穴ヲアケテ陰干ニスル也、此箔ノカケヤウハ小田原外郎カ伝也、生イキハクト云也、

臘臍 製シ様一夜酒ニ浸シ翌日取り出し水氣ヲ能ク去リ、細ニキザミ
天日ニ朝(乾)シ香色ヨリハウスタ焙リ、ヤクバンハユノ木ノヤクバ
ンニテアブリテハキザミ(シテ、キヌフルヒニテヲ器之老酒ニヒ
タシテアゲル時、ヨク油ケヲ洗い去リ水氣カハキタル時、キザミ朝
(乾)シアブリキザミ末ニスル也、ヤゲンニテハ末ニナリカタキモノ也、
原蚕蛾 初夏ノ時マユヲシカタマリタル内ニ虫アリ、ソレヲ桑ノ葉ヲシ
キヲケバクヒヤブリ出ル也、出ルトハヤ(とツクモノ也、其所ヲト
リワクル也、トルギタルヲトリ分テハアシノ去ニ翅足ヲニ女男等分ニ
入ル、少シ焙リ細末ニスル、

阿芙蓉

一 ケシノ花開キテ散ルトヒトシク竹刀ヲ以テケシノボウシニ切りメヲ
入レハ、白キ汁出ルヲコソゲテ白キ鉢或ハ銀ノハチニ入、紙ニテ上ヲ
封シ晒ス事二七日ニメ阿片トナル也、

金丹能書 玄交用覚

一 人躰生レツキ十分ニ不足人ハ一ヶ月ニ五粒、但三十五ヨリ内、四十
以後ハ一ヶ月ニ七・八丸、中生レ付ニハ一ヶ月ニ三・五丸、三十五ヨ
リ以後ハ五・六丸、上之生レ付ニハ四季各一丸ツ、但四十以後ハ一
ヶ月ニ中旬之間ニ一粒ツ、右之丸數、尤本書難有之、玄交異朝人之相伝ヲ
得テ用覚也、
至本

一 異朝共ニ高位之歴々陰様(陰陽)ヲ益ス薬トテ品々有之、ソレハ皆
当分大ヲ動シ精ヲ翻シ却而敵城工粮ヲ入ルト書諭同事也、然ルニ依テ
此方ヲ考エ出スト也、玄交書様ヲ濃益シ脾胃ヲ健ニシ躰ヲ養イ世之重
宝トナス薬也ト異朝人玄交ニ語ルト也、

私功能書ノ末ニ有之分書付ル也、功能ハ右三十三之病症ハ金丹之方
後論ニ有之、異国ニテハ金丹大形ハ自由ニ有之故ニ右之病ニ用テ功
ヲ得タル由、本朝ニテ者玄交一人其以前金丹調合之時ニ三人ニ用
テ見タル由、此丸自由ナラバ腹ナトハ殊ニ用度由、口伝仕ル焼三十
三之病ニ用ル、吞汁ハ白湯ニテ一日一丸ツ、用ル由口伝仕ル、腹ホ
ンイニ金丹用ヤウ五七日ハ昼ニ丸ヲサユニテ用(イ)キザミ用(イ)
テヨシ、其後ハ食之湯ニテカ又子リユニテモヨキ也、

この史料は、「金丹」の修合(調合)を最初に伝えたという南部玄
交(好)の口伝を書き留めたものである。この口伝には、「金丹」は我
国の秘薬ではなく、元々は異朝(中国)の秘薬であり、玄好が伝授された
ものであると書かれている。よってこの史料が「金丹」調合の原型であ
ると思われた。内容は次のNo.5とほぼ同じだが、玄好を初代とする「金
丹」伝授の継承を裏付ける証明書としての役割もあつたと思われるの
で、あえて全文を翻刻した。主要な部分はNo.5の説明に譲り、違いが見
られる後半の「金丹能書 玄交用覚」について説明する。

まず、最初の「一」書きを見ると、「生まれつき人体が十分に足らざ
る人(虚弱体質の人を指すか?)」は、一ヶ月に五粒を使用して良い
とある。但し三五歳より若い人、四〇歳以後は一ヶ月に七・八丸(粒)
用いて良いとする。一方、「中生まれ付の人」は一ヶ月に三〜五丸、三
五歳より以後は五・六丸、「上の生まれ付の人」は四季に各一丸ずつ、
但し四〇歳以上は一ヶ月の中旬の間に一粒ずつ用いて良いとする。「中
生まれ付の人」と「上の生まれ付の人」というのは、「普通の体力の人」

と「体力の優れている人」を指すのであろうか？この丸数は玄好が異朝（中国）の人の相伝を得て覚え用いているとしている。

次の「一」書きであるが、最初に異朝・本朝ともに高位の歴々の人物を益する薬はあるが、この「金丹」は脾・胃を健にして躰を養う世の重宝となる薬だとしている。ついで「功能」は三三の病歴や症状に効果があるとしており、異朝にては大形の金丹もあると書いている。後は服用の仕方が書かれており、これは、次のNo.5の②の後半部分の記述の元となった部分であると思われる。

次にNo.5について翻刻文を紹介するが、中身は二点の史料である。一点は方書Ⅱ調査書で、他は功能書である。方書は玄良が道石から「金丹」の伝授を受けた許可状に該当する。No.5は口伝を書き留めたNo.4を、調査に関する部分と効能に関する部分とに分けて作成されたことがわかる。この史料は記載通りに翻刻した。

No.5の①

(包紙) 1

「御家方

一粒金丹方書」

● 金箔一劑二十枚也、

一粒金丹

鹽朮臍 阿芙蓉各二錢 龍腦

麝香各一厘 硃砂水飛 原蠶蛾

各三分

右為未入磁器内別用焼酒二鐘(鐘)

煮射干草熬至八分頒於

前碗内放水面上炭火滾四

五次取出丸梧子大金箔為衣、

一 方中ニ麝香一厘ト云ハ異朝ニテ、當門麝香ト云テ

上品ハ一厘ニテモヨシ、和國へ渡ルモノハ不正眞成ルユヘニ一分入テヨシ、
※貼紙1あり(別記)

一 射干草 方二分兩ナシ、紫花之ヒアフギト云テ

イチハツノ類ノモノアリ、ソレヲ取生葉斗ヲキリ※貼紙2あり(別記)

アラくトキザミ陰干ニメ、干立テ一濟(劑)ニ三匁五分

入テヨシ、

一 調合ニ二鐘トアルハ和盃ニテ五盃入、射干草ヲ煎

シ、阿芙蓉(蓉)ヲ煉ル時ニ汁ツマレハ少ツ、サシソへ、ヨキコロニ子ル也、

一 熬ト云ハ、焼酒五盃ニテ射干ヲ煮テ絹ニテ射干(草)ヲコシ去リ

其汁ヲ湯煎ニ少煎シツムル也、

一 滾ト云ハ、射ヲ煮タル焼酒ニテ阿芙蓉(蓉)ヲヨキコロニ湯煎ニスル時、四五篇ヘラニテカキマワス也、

一 水面上ハ湯煎之事也、

一 煉リヤウ 射(干草)ヲ煮タル汁ニテ阿芙蓉(蓉)ヲ湯煎ニメトロくトナル程ニ煉リ、取上一冷シサマシ大カタ冷タル時、前之五味之

粉

ヲ入丸シコロニ子ル也、

※貼紙3あり(別記)

池田丹波内

元禄二年

木村道石

巳五月五日

和田玄良老

※貼紙1…龍・麝ノ二味ハ古来ヨリ申伝ニテ一文目

目形二分入ナリ、

※貼紙2…龍・麝今時ニ至リ品物甚タ劣レルユヘ、一剂ハ

目増ニテ目形三分・阿片二錢半入レ一剂百粒

上リ、金箔四寸箔一剂ヘ廿五枚、右一番拾枚、二番

十五枚両度ニカクヘシ、又辰砂今一剂目六分入ル、

※貼紙3…阿芙蓉ノ煎汁大カタ冷タル時、先タケリ

ノ末ヲ入レ、擾テ後四味ノ薬末ヲ入レ、杵事

数千許、若シ堅キトキハ射干汁ヲ少シツ、入レ

可レ丸ヲ度トス、

No 5の②

(包紙) 2

「功試書」

一粒金丹 功能

治五劳七傷男女諸般癆嗽

吐痰吐血嘔酸反胃咳逆風

壅痰涎冷淚鼻流清涕水泄

痢疾心腹脹痛腸鳴痞塊酒

疽食黃水氣宿食不化飲食

減少左癱右瘓三十六種風

七十二般氣潤三焦補精氣

安五臟定魂魄莊筋骨益元

陽寬胸膈煖腰膝止疼痛朋

眼目返老返童行走輕健黑

髭髮牢牙齒凡仕宦兩度及

飢飽酒食生冷損傷脾胃尤

宜

※宦は穴冠に臣の俗字が書かれていた

一 平生ハ旦那方ニモ服用不仕候、氣ヲツヨク

ツカイ申カ、又ハ終日相勤メ勞レ申時分者

日ニカ、ワラズ一粒用申候、又腹中下リ申

時分ニハ四五度モ下リ、モハヤトメタキト存

スル時分ニ一粒用申候、

ノミシルハ氷ザトウヲ粉ニメ一匙ノ内ヘ一粒入

其汁ニテ用申候、已上、

木村道石

この二点の史料が松本・花田両氏が『津軽医事文化史料集成―続―』の口絵写真および解説文で初めて紹介された「金丹」伝授史料の原典にあたる史料である。両氏の紹介された史料とは若干異なる点もあり、以下内容を紹介し説明する。

No 5の①

この史料は「方書」とあり、「金丹」を調合する具体的方法を書いた

ものである。原材料である薬種と量は以下のようである。臘腦臍・阿芙蓉を各二錢（＝一錢は一文であるので二文分、七・五グラムという事であらう）、龍腦・麝香を各一厘（＝〇・〇三七五グラム）、硃砂（水飛とあるので水分を飛ばした状態で）・原蠶蛾各三分（＝一・一二五グラム）であった。これを磁器に入れ、焼酒（＝焼酎）二鐘（＝盃五杯分）で煮る。この時射干草（＝シヤガつまり紫花のヒオウギ）の生葉を刻んで陰干しにしたものを三匁五分（＝三・一二五グラム）入れて良いとある。これらの薬種六種を盃五杯分の焼酒に射干草を加えて煮たり・湯煎したりして煮詰めたもので一粒金丹を調合したのである。薬種の数は六種の他に射干草と焼酒が使用されるので、実際は八種あったと考えて良いと思う。盃五杯の量であるが、江戸時代の盃は扁平な形のもが普通であるので、一杯に五〇〇C程度はいると仮定すると、五杯では二五〇C程度になる。

この史料の大きな特徴は貼紙が三枚ついている事である。その内容は調合にあたっての注意点を示している。**貼紙1**では龍腦・麝香の分量は一厘ではなく一分ずつ計二分（＝〇・七五グラム）入れても良いとしており、一〇倍の量の使用を認めているのである。**貼紙2**では今時の龍腦と麝香の品質は甚だ悪いので、一剤につき三分（＝一・一二五グラム）を入れても良いとし、阿芙蓉は二錢半（＝九・三七五グラム）の入れてもよいとしている。そのため一剤では百粒を造る事が求められていたようである。金箔の使用については四寸箔を二五枚必要としながら、一番では一〇枚、二番では一五枚を使用するように使い分けを指示している。辰砂（硃砂を略記）も一剤で六分（＝二・二五グラム）入れるとし

ており、「方書」に書かれた量ではなく、薬種は多めに使用した事がわかる。**貼紙3**では、阿芙蓉の煎汁が大方冷めた時にタケリ（＝臘腦臍の陰莖を干したものを）を入れ、その後四味（＝龍腦・麝香・硃砂・原蠶蛾）を入れて杵で撞くこと数千回（この数通りの実施かは不明）と見える。固い場合は射干草の汁を入れて丸めるようにとある。松木・花田両氏が紹介された『津軽医事文化史料集成―続―』の口絵写真にはこの三**点の貼紙**は見られない。また硃砂は辰砂と書かれており当初の表記とは違いがあり、後代になって簡略化したものであらう。

No.5の②

この史料は本文に「功能」とあり、「金丹」がどのような病状・症状に効果があるのかを書いたものである。包紙には「功試書」と書かれているが、功能と功試は「効能」と同義語として書いたものであらう。文頭には「治五勞七傷」とあり、以下に様々な病氣・症状が列挙されているが、筆者らは専門外でありかつ紙幅の都合上、本稿では省略する。また文中には三六種・七二般という語句もあり、これらも病状・症状と関係がありそうである。

この後にある「一」書きの部分で、具体的な用法が示されていて興味深い。氣を強く使った時や終日の勤務で疲れた時に一粒用いるとある。また、下痢の時は、四五度も下り止めたい時に一粒用いるとある。飲むときは水砂糖を粉にして溶かし、その汁に一粒入れて飲む様にとある。水砂糖を粉にして飲む汁を作らざるを得ないと言う事は、松木氏の書かれた諸書にある通り、金丹は苦い薬であった事は間違いない。また、江戸時代に水砂糖を入手出来る身分層は限られていたと思われるので、上

級武士階級や裕福な商家・豪農クラスが使用出来た薬であった事を物語っていると思われた。何れも用法としては一粒だけ用いるようにと書かれており、この事が「一粒金丹」の名称の元になった事が想像された。

註

(1) 「V阿片と秘薬『津軽一粒金丹』」(松木明・明知共著『津軽の医史』所収・津軽書房・昭和四十六年(一九七二)二月二〇日発行)をはじめ、「III秘薬『津軽一粒金丹』その後の知見」(松木明・明知共著『続津軽の医史』所収・津軽書房・昭和五〇年(一九七五)九月一〇日発行)、「IV麻酔の歴史のことなど」(松木明知著『医学史雑稿』所収・津軽書房・昭和五十六年(一九八二)二月一日発行)などがある。

その後、「収録史料解題「五、津軽一粒金丹史料」と「津軽一粒金丹史料一―四」(松木明知・花田要一編著『津軽医事文化史料集成―統一』所収・岩波ブックサービスセンター・一九八八年六月三〇日発行)で、渋江抽斎直筆の中丸昌庵宛の一粒金丹製法の伝授書一式を紹介された。中丸昌庵が伝授を受けたのは嘉永三年(一八五〇)の事で、渋江抽斎自身は弘化三年(一八四六)に伝授を受けている。この解題の中で、弘前藩医和田玄良が池田藩池田丹波(守)の藩医木村道石から伝授を受けたのは元禄二年(一六八九)五月五日である事を最初に確定された。

(2) 池田藩および池田輝録の詳細については『新訂寛政重修諸家譜 第五』(続群書類 従完成会・昭和三十九年(一九六四)一月三〇日発行)五三―五四頁によった。因みに池田輝録(一六四九―一七一三)は、元禄一五年(一七〇二)から奏者番を務めている。

(3) 池田丹波守の屋敷は、元禄二年春に相模屋太兵衛から板行された「江戸圖鑑綱目 坤」(『日本地図選集 元禄・文政・天保・明治 大江戸絵

図集成(人文社・昭和五十一年三月発行の複製地図を利用)にある各大名の一覧には「池田丹波守政倫(輝録の初名) 壹万五千石 備前御やしき まみ穴」と書かれている。しかし「まみ穴」飯倉狸穴町(現港区麻布台三丁目)付近を丹念に見てみたが、屋敷を見つける事は出来なかった。

(4) 南部玄好(交)であるが、南部姓であるので大名の南部家の縁者かと思いい『新訂寛政重修諸家譜 第四』(続群書類従完成会・昭和三十九年一月三〇日発行)や『参考諸家系譜 第一巻』(国書刊行会・昭和五十九年一月一日発行)を調べてみたが、名前を見つける事は出来なかった。素性は不明である。他の南部氏の系統かも知れない。

(5) 沢敬閑についても色々調べてみたが分からず、素性は不明である。

(6) 以下、薬種については、広範に利用されている「ウイキペディア」(Wikipedia: <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%BB%E3%83%9C>)により、簡単な説明に留めた。

(ふくい・としたか 弘前大学國史研究会副会長)

(かみじょう・のぶひこ 弘前大学人文社会科学部教授)

表一 旧弘前藩医和田家文書目録（上條所蔵の史料である）

No.	年号	西暦	月	日	史料名	数量	制作者	内容	備考
1	(元禄2)	1689	5	4・5・13	[大湯五左衛門宛和田玄良] 覚 (控)	3	和田玄良	木村道石からの一粒金丹調合法の伝授報告	横帳・3点合綴※大湯五左衛門は用人である
2	不明	不明	不明	不明	[一粒金丹調合法] (写)	1	和田玄良カ	一粒金丹調合法を書いたもの	1枚物・元禄2年と推定される
3	元禄2	1689	5	6	一粒金丹調合法木村道石方より口伝の覚 (控)	1	木村道石カ	木村道石からの一粒金丹調合法の口伝	横帳・巳5月6日とあり元禄2年に比定した
4	不明	不明	不明	不明	[南部玄交口伝・一粒金丹調合法]	1	不明 (和田玄良カ)	南部玄交 (好) の口伝である	横帳
5	元禄2	1689	5	5	一粒金丹方書・一粒金丹功能書 (写)	2	木村道石カ	池田丹波内木村道石から和田玄良宛	共に包紙あり・方書には付箋3枚付
6	元文3	1738	10	17	一粒金丹御用留帳	1	辻道郭・和田玄春	享保15・16・17・18・20・21年、元文2・3・4年の一粒金丹を調合数をまとめたもの※元文3年とあるが同4年2月28日迄の調合記録である	各年に係の中小姓2名と坊主2名の名前あり
7	天明2	1782	8		一粒金丹御用留帳	1	和田玄良・石黒道仙	天明元・2年の一粒金丹の調合数をまとめたもの	天明2年9月2日の記述あり
8	文化4	1807	5		一粒金丹凡例	1	和田玄春	一粒金丹の調合法を書いたもの	調合の手伝医者として松山玄三・菊池玄順・古郡道作・伊崎三隆・菊池道坤・北岡太本・広瀬養甫・伊東春昌・石黒玄珠の名前がある
9	天保10	1839	9		一粒金丹調合法懸合勤方格帳	1	伊藤九郎左衛門・崎野藤作	一粒金丹の調合時に係として立ち合い方を書いたもの	両名は中小姓である
10	安政4	1857	9		一粒金丹調合諸御用留記	1	北岡太淳・和田玄肅	一粒金丹の調合記録	用人工藤伝兵衛からの命令で作成をしたもの
11	不明	不明	不明	不明	封	1	松元肅正 (肆業)	傷寒・中風の治療法を書いたもの	封を二つ書いており、最初は治療法であるが、後半は症状例である
12	万延元	1860	11	12	烏犀円調合御留	1	広瀬玄珠・和田玄春	用人佐野茂助からの下命により調合を始めた記録であるが、後には進藤太郎左衛門・勘定奉行・楠美莊司とのやり取りや報告である	※進藤と楠美は用人と思われる、楠美への最終報告は12月14日であった Na17と対になる史料である
13	不明	不明	不明	不明	[奇應丸・郎退丸・龍腦丸・兎頭骨丸・真珠丸の功能] 引き札	1	不明	奇應丸・郎退丸・龍腦丸・兎頭骨丸・真珠丸の機能を書いたもの	※1枚物・木版摺り
14	天保14	1843	7		奇應丸調合御用留	1	和田玄良・伊東俊民	用人竹内又一からの下命により調合を始めた記録であるが、後には森岡民部とのやり取りや報告である	※7月28日から9月28日迄の記録で、300粒を調合をしたとある森岡民部は用人と思われる
15	万延元	1860	11		烏犀円調合分量記	1	広瀬玄珠・和田玄春	烏犀円を調合するのに必要な薬草など材料の分量を記したもの	※Na12と対になる史料である
16	文久2	1862	5		奇應丸調合一件留記	1	小山内玄路	用人添田有方から4月5日に下命され、菊池玄紙と二人で奇應丸を調合した記録	※最後に奇應丸・貳劑を入れた包紙の図示あり (目形五文目九分二格と二人で奇應丸を調合した記録)
17	(享保9)	1724	10	5	和田玄良宛登城催促剪紙	1	用人市川吉左衛門・松浦次左衛門・桜庭半兵衛・棟方作右衛門・今井源吾右衛門	6日四時 (朝10時頃) の登城を命じたもの	※包紙あり・享保9年10月6日付け100石の加増知行宛行状発給の時のものと思われる、Na25・38と揃いになる史料である
18	(享保15)	1730	8	晦	和田玄良宛登城催促剪紙	1	用人足立文右衛門・松原八郎兵衛・市川吉左衛門・松浦次左衛門・桜庭半兵衛・棟方作右衛門・今井源吾右衛門	知行書き出し (知行宛行状) 発給につき9月朔日四時の登城を命じたもの	※包紙あり・Na34・36の享保15年9月1日付け100石の加増知行宛行状発給の時のものでNa34・36と揃いになる史料である

No.	年号	西暦	月	日	史料名	数量	制作者	内容	備考
19	寛政6	1794	閏11	11	和田玄良宛登城催促 剪紙	1	用人松浦甚五左衛 門	知行書き出し(知行宛 行状)発給につき12日 辰時(朝8時頃)の登城 を命じたもの	※包紙あり・包紙には「寛政六年 寅年七月親玄良御書出頂戴之節之 御剪紙」と記載あり、No.28と対に なる史料である
20	文化3	1806	6	14	和田玄春宛登城催促 剪紙	1	用人竹内衛士・桜 庭半兵衛・毛内有 右衛門・斎藤小左 衛門・須藤五郎太 夫	近習医者格・医学頭取 下命につき15日四時 の登城を命じたもの	※包紙あり・包紙には「文化三丙 寅年六月十五日御近習医者格医学 頭取被仰付候節之御連名御剪紙」 とあり
21	天保11	1840	3	10	和田友輔宛登城催促 剪紙	1	用人津軽直記	知行書き出し発給につ き11日辰時の登城を命 じたもの	※包紙あり・別紙には「天保十一 庚子年三月十一日大隅守順徳公御 代御黒印頂戴之節御剪紙」とあり、 No.30と対になる史料である
22	安政6	1859	11	27	桐山正倫宛登城催促 剪紙	1	用人工藤伝兵衛	和田玄肅宛の知行書き 出し発給に付き桐山正 倫に名代登城を命じた もの※和田玄肅は蝦夷 地松前警備に随行し不 在のためこのような発 給方法が取られた	※包紙あり・包紙には「安政六未 年松前詰二而桐山正倫名代ヲ以頂 戴被仰付候節之御剪紙」とあり、 No.31と対になる史料である
23	元禄8	1695	1	15	和田道伯宛知行宛行 状	1	4代藩主津軽信政	150石の知行宛行状	包紙あり※和田家に出された最初 の知行宛行状である
24	享保5	1720	1	11	和田玄良宛知行宛行 状	1	5代藩主津軽信重	100石の知行宛行状	包紙あり※信重は享保9年に信寿と 改名するがそれ以前の発給である
25	享保9	1724	10	6	和田玄良宛加増知行 宛行状	1	5代藩主津軽信重	100石加増の知行宛行状	包紙あり・和田玄良は計200石とな る※No.17・38と揃いになる史料で ある
26	元文元	1736	11	19	和田玄春宛知行宛行 状	1	7代藩主津軽信享	200石の知行宛行状	包紙あり※No.35と対になる史料で ある
27	宝暦6	1756	閏11	12	和田玄益宛知行宛行 状	1	7代藩主津軽信享	100石の知行宛行状	包紙あり・幼少のため半知となる
28	寛政6	1794	閏11	1	和田玄良宛知行宛行 状	1	9代藩主津軽寧親	100石の知行宛行状	包紙あり・No.19と対になる史料で ある
29	文政8	1825	11	1	和田友輔宛知行宛行 状	2	10代藩主津軽信順	100石の知行宛行状	包紙あり・用人津軽多膳からの友 輔宛の12月11日付け登城催促剪紙 も内包
30	天保11	1840	3	7	和田友輔宛知行宛行 状	1	11代藩主津軽順徳	100石の知行宛行状	包紙あり・順徳はのち順承と改名 No.21と対になる史料である
31	安政6	1859	11	6	和田玄肅宛知行宛行 状	1	12代藩主津軽承丞	100石の知行宛行状	包紙あり・承丞はのち承昭と改名 No.22と対になる史料で、知行宛行 状としては最後の発給である
32	享保5	1720	1	1	和田玄良宛知行御差 紙	1	家老添田儀左衛 門・津軽監物・津 軽内膳	100石の知行宛行状発給 に付き、今まで支給さ れていた擬作(あてが い)を差引お定めの本 給100石を支給する旨を 通知したもの	勘定奉行田村武太夫・成田宗兵 衛・高倉次郎五郎・成田仁左衛門・ 種市文右衛門・杉山久太夫・伴勘 右衛門・奈良岡市左衛門の名前も あり、No.24と対になる史料
33	享保10	1725	9		和田玄良宛辰年知行 米渡方目録	1	勘定所	前借りなどがあり残米 17石5斗1升1合だけの支 給であった	※辰年は享保9年
34	享保15	1730	9	1	和田玄春宛知行目録	1	山中藤太夫・木村 孫十郎	100石の知行目録	享保9年10月6日の知行加増100石の 黒印目録・山中と木村は勘定奉行 ※No.18・36と揃いになる史料である
35	元文元	1736	11	19	和田玄春宛知行目録	1	蒔苗市兵衛・唐牛 平次	200石の知行目録	No.26と対になる史料である
36	享保15	1730	9	1	和田玄春宛知行目録	1	山中藤太夫・木村 孫十郎	100石の知行目録	享保5年1月11日の知行100石の黒印 目録・山中と木村は勘定奉行 ※No.18・34と揃いになる史料である
37	享保6	1721	6		和田玄良の100石の 知行帳(控)	1	勘定所カ	安永3年(1774)8月17日 の作成(知行を蔵入りに し蔵米渡しにするために 作成した様である)、高 100石(田方90石・畑方 10石)の石高内訳および 名請人の詳細を記した もので、知行地は耕作 百姓9人・13筆分となっ ていた	藩が作成した知行帳は弘前図書館 蔵・津軽古図書保存会文庫に現存 している(請求番号は丁28)・但し 貼紙があり和田玄隆となっている

No.	年号	西暦	月	日	史料名	数量	制作者	内容	備考
38	享保9	1724			和田玄良の100石の知行帳	1	勘定所カ	加増の高100石（田方90石・畑方10石）の石高内訳および名請人の詳細を記したもので、知行地は耕作百姓16人・20筆分となっていた	加増の宛行状があり※No17・25と揃いになる史料である
39	明和6	1769	11		和田玄良の100石の知行米取立帳	3	勘定所カ	安永3年（1774）8月17日の作成、高100石の知行帳の内、葛野村・三嶋村・門外村・造道村の分について名請人と物成の石高（62石1斗8升1合7タ9才・俵数155俵1斗8升1合7タ9才）を詳細に記したもので、名請人・石高は享保9年の知行帳と全く同じである	和田玄隆の勘定奉行宛の届けと勘定奉行湯浅五右衛門の受取もあり
40	寛政8	1794			和田玄春の100石の知行帳	1	勘定所カ	高100石の知行帳の内、葛野村・三嶋村・門外村・造道村の分について名請人と物成の石高（66石4斗6升7合）を詳細に記したもので、名請人・石高は享保6年6月の知行帳の葛野村は同じだがあとは中野目村・俵升村に変わっている	
41	不明	不明	不明	不明	知行米出方之覚	1	2代和田玄良カ	高100石（田方90石・畑方10石）の石高内訳および名請人の詳細を記したもので、知行地は耕作百姓9人・13筆分となっているが、高の計は62石1斗8升1合6タ5才で、俵数が155俵1斗8升1合6タ5才となっている	横帳※享保6年6月の知行帳の知行米の出方を記録したものと推定されるが、明和6年11月の知行米取立帳と合の単位以下が微妙に違っている
42	不明	不明	7	4	和田玄良宛山田彦兵衛の伝書	1	山田彦兵衛	壹粒丸・沈香玉珍丸・悪瘡之法の伝書	一枚物※山田彦兵衛は主に番方の役職を勤める上級藩士で医者ではなく、山田から和田家にこの伝書が伝えられた理由は不明である
43	不明	不明	仲冬（11月）	中幹（中旬=15日カ）	五〇保童円・痲瘡張薬奇方	1	不明	五〇保童円（坂板朴齊秘方）・痲瘡張薬奇方の伝書	一枚物※〇は「やまいだれ」に「耳」=疽（シヨ：悪性のできもの）か？
44	不明	不明	不明	不明	栗崎流秘膏（写）	1	不明	子り膏・金糸膏・大正膏・（不明）・泪明膏・玉和膏・辰砂膏・石硬膏・通神膏・イノント膏・平和膏・黄胃膏・猪膽散・萬応膏の14種の膏薬の処方	横帳※栗崎流は南蛮渡来の外科治療法である
45	不明	不明	不明	不明	顔色秘伝書（写）	1	不明	顔色から症状を判断する方法を書いたものか？	横帳
46	明治5	1872	12	15 他	売薬営業税領収書 ①明治5年（1872）12月15日 ②明治10年（1877）12月9日 ③明治10年（1877）12月20日 ④明治11年（1878）5月28日 ⑤明治11年（1878）12月12日 ⑥明治12年（1879）4月19日 ⑦明治12年（1879）12月15日 ⑧明治20年（1887）4月15日	8	①東津軽郡長成田斧作 ②青森県令山田秀典 ③青森県令山田秀典 ④青森県令山田秀典 ⑤東津軽郡々長對馬定紀 ⑥東津軽郡々長對馬定紀 ⑦東津軽郡郡役所 ⑧青森印刷所	①納人藤田忠吉（15年度前預・東田沢村和田玄肅売薬営業満期ニ付引統鑑札書換料・20銭） ②納人和田玄肅（1円） ③納人和田玄肅（20銭） ④納人和田玄肅（1円・11年前半割） ⑤納人和田玄肅（1円） ⑥納人和田玄肅（1円） ⑦納人東津軽郡東田沢村戸長藤田忠吉 ⑧松山氏（1円50銭）	一粒金丹の売薬営業税領収書※⑧は一粒金丹を購入した領収書で、和田氏からではなく旧藩医松山氏？から購入の350粒分の領収書である
47	不明	不明	不明	不明	一粒金丹の功能書	1	不明（和田氏カ？）	一粒金丹の功能チラシ	一枚物※木版摺り
48	明治10	1877	11		一粒金丹試功	1	手塚元端	一粒金丹の功能チラシ	一枚物※木版摺り

No.	年号	西暦	月	日	史料名	数量	制作者	内容	備考
49	不明	不明	不明	不明	官許一粒金丹の包装紙	1	和田玄肅製・相統人和田貞一	一粒金丹を入れて販売した包装紙	
50	明治21	1888	12	25	鑑札書替願	1	和田貞一・青森県知事鍋島幹	転籍に伴う一粒金丹販売許可の鑑札書き替え願：青森安方町217番戸から同市新安方町67番戸への転籍による	明治22年1月15日付け青森県知事鍋島幹の許可書付き
51	明治10	1877	1	21・23	売薬規則	1	和田玄肅カ?	明治10年1月20日に太政官から布告された売薬規則とその続	朝野新聞に同年1月21日と23日に掲載された記事を書き写したもの
52	明治20	1887	6	8	売薬営業鑑札書替願	1	和田貞一（東津軽郡青森安方町163番地借家とあり）	明治20年3月10日に父和田玄肅（青森県下北郡脇之沢字46番地寄留）死去につき、一粒金丹鑑札の書き替え願	明治20年6月15日付け青森県令鍋島幹の許可書付き
53	不明	不明	不明	不明	和田玄肅の肖像写真	1	撮影者は不明	丁髷姿・正装で撮した和田玄肅（1829～87）の肖像写真	青森で明治初期に撮影したものとされる
54	不明	不明	不明	不明	一粒金丹の広告チラシ	1	大谷喜兵衛（大阪市北区此花町1丁目2番邸）	青森県津軽郡和田貞一謹製の一粒金丹販売広告チラシ（津軽藩主御用薬・元禄二己年以來調剤とあり）	一枚物※木版摺り市制が実施された明治22年以降の作成と思われる
55	明治10	1877	1		津軽家扶和和田玄肅の伺書	1	和田玄肅	一粒金丹の秋田県での販売について津軽家の許可を求めたもの：内務省の許可を得ないで販売したため、許可を取る必要があり、手続きの仕方等について伺いを書いている（津軽家の手を煩わせるか自身で行うかを伺ったもの）	
56	不明	不明	不明	不明	利水丸試功	1	不明(安々齋カ?)	安々齋製造の利水丸の広告チラシである	一枚物※木版摺り幕末～明治初期のものと思われる
57	明治17	1884	5	14	内外科医術開業免状	1	内務卿山縣有朋・衛生局長長与専齋	青森県士族・和田玄肅の医師免許状である	和田玄肅の生年月日が文政11年(1829)12月4日である事が判明する
58	不明	不明	不明	不明	御鑑札写	3	青森県	一粒金丹の販売許可鑑札の雛形	一枚物※木版摺り明治期のものである
59	明治21	1888	12	25	鑑札書換願	1	和田貞一	転籍に伴う一粒金丹の販売許可の鑑札書き替え願：青森安方町217番戸から同市新安方町67番戸への転籍	明治22年1月7日付け東津軽郡長千葉尊□の許可付き※千葉の名前が郡長の朱角印で不明
60	不明	不明	8	5	横嶋幾次郎宛和田玄益書状	1	和田玄益英貞(1737～60) ※玄益は養子で横嶋幾次郎の二男	内容不明(病中なのか自分が今までの生きてきた20年間の事を父に感謝した内容と思われる)	卷子本仕立：玄益は若年で亡くなったため、実父横嶋幾次郎宛に出した書状を戻して貰ったようである
61	文政8	1825	11	1	蒔苗孫左衛門宛知行宛行状	1	10代藩主津軽信順	200石の知行宛行状	包紙あり：和田家文書の中に何故この知行宛行状があるのかは不明(姻戚関係にあったものか?)

※史料名については、一部内容が分かるように [] を付したもや、(控) (写) をつけたものがある。